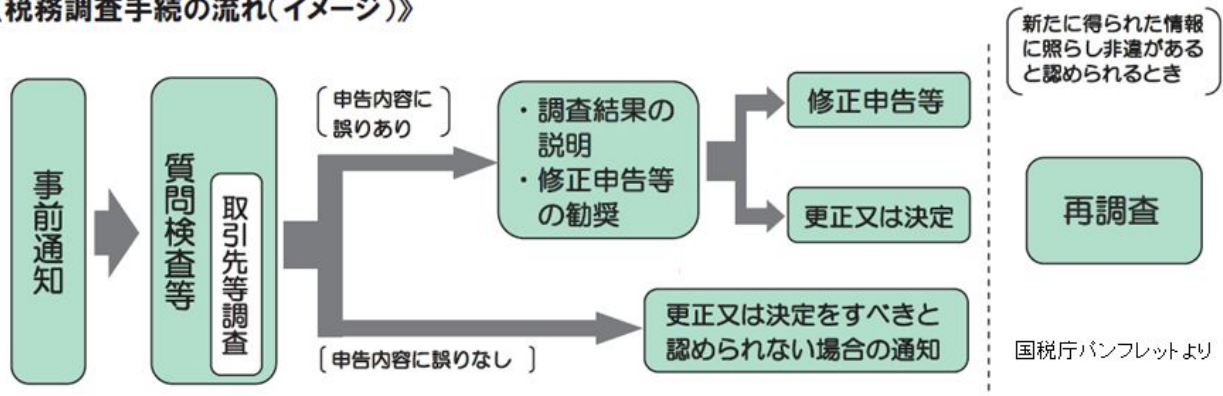

今月のテーマ 税務調査手続きの法定化について

平成 23 年 12 月の税制改正において、国税通則法の改正により税務調査の手続き等が法定化されました。この改正は平成 25 年 1 月 1 日以後に税務調査が行われる場合に適用がされます。今月はこの税務調査の手続きについてご紹介します。

1. 税務調査手続きの主な流れ

《税務調査手続の流れ(イメージ)》



(1) 事前通知

税務調査に際しては、原則として、納税者に対し調査の開始日時・開始場所・調査対象税目・調査対象期間などを事前に通知します。その際、税務代理を委任された税理士に対しても同様に通知します。

ただし、場合によっては事前に通知をせずに税務調査を行うことがあります。

(2) 質問事項への回答と帳簿書類の提示又は提出

税務調査の際には、質問検査権に基づく質問に対して正確に回答してください。また、調査担当者の求めに応じ帳簿書類などを提示又は提出(以下「提出等」といいます。)してください。

なお、質問事項に対し偽りの回答をした場合若しくは検査を拒否した場合、又は正当な理由がなく提示等の要求に応じない場合、あるいは、偽りの記載をした帳簿書類の提示等をした場合などについて、法律に罰則の定めがあります。

(3) 帳簿書類の預りと返還

調査担当者は、税務調査において必要がある場合には、納税者の承諾を得た上で、提出された帳簿書類などをお預かりします。その際には、預り証をお渡します。

(4) 調査結果の説明と修正申告や期限後申告の勧奨

税務調査において、申告内容に誤りが認められた場合や、申告義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、調査結果の内容(誤りの内容、金額、理由)を説明し、修正申告や期限後申告(以下「修正申告等」といいます。)を勧奨します。

また、修正申告等をした場合にはその修正申告等に係る異議申立てや審査請求はできませんが更正の請求はできることを説明し、その旨を記載した書面をお渡します。

(5) 更正又は決定

修正申告等の勧奨に応じていただけない場合には、税務署長が更正又は決定の処分を行い、更正又は決定の通知書を送ります。なお更正・決定とは、調査によって税務署長が課税標準・税額を確定させる処分をいいます。

(6) 処分理由の記載

税務署長等が、更正又は決定などの不利益処分や納税者からの申請を拒否する処分を行う場合には、その通知書に処分の理由を記載します。

(7) 更正又は決定をすべきと認められない場合

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められない場合や、申告義務がないと認められる場合などには、その旨を書面により通知します。